

広島文化学園大学教職課程運営委員会規程

(目的及び設置)

第1条 この規程は、全学的視野から教職課程の連絡調整を行い、本学における教職課程を統括するため、広島文化学園大学教職課程運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、各学部の当該委員会から若干名（うち1名は委員長）、教務担当職員をもって構成する。

2 委員会の委員長は、学長が任命する。

3 各学部に、当該学部・学科の委員からなる学部教職課程委員会（以下「学部委員会」という。）を設ける。

(運営)

第3条 委員会は、委員長が招集・開会し議長となる。

2 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員を委員会に出席させることができる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

4 各学部の指導組織として、「教職課程運営委員会」（社会情報学部）、「教職課程運営委員会」（看護学部）、「教職課程委員会」（学芸学部）及び「教職課程運営委員会」（人間健康学部）を置く。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱うものとする。

(1) 教職課程の編成と教員組織に関し、各学部の連絡調整に関する事項

(2) カリキュラムの検証と改善に関し、各学部の調整に関する事項

(3) 教育実習に関し、各学部の調整に関する事項

(4) その他、教職課程の運営に関する事項

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、委員長が所属するキャンパスの教務担当職員が行う。

(報告)

第6条 委員長は、委員会を開催した後、委員会の議事及び結果を教学支援センター会議に報告しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年10月1日から施行する。

2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成30年4月1日から施行する。（人間健康学部設置に伴う一部改正）

広島文化学園短期大学教職課程運営委員会規程

(目的)

第1条 広島文化学園短期大学（以下「本学」という。）に、教職課程に関する事項について総合的に協議し、教職指導の全学的な充実を図るために、教職課程運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、副学長、学生部長、学生部教務次長、各学科の教職課程参与、学生部次長（事務）、学生課教職担当をもって構成する。

2 委員会の委員長は、学長が任命する。

(運営)

第3条 委員会は、委員長が招集・開会し議長となる。

2 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員を委員会に出席させることができる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱うものとする。

- (1) 本学における教員養成に係る教育の質の向上に関する事項
- (2) カリキュラムの検証と改善に関し、各学科の調整に関する事項
- (3) 教育実習の実施に関する事項
- (4) その他、教職課程の運営に関する事項

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。